

## 仕 様 書

- 1 件 名           カラー複合機の借入に伴う物件の調達
- 2 機器及び台数   カラー複合機 1 台
- 3 履行場所       公益財団法人 東京都中小企業振興公社 事業戦略部 国際事業課  
(設置場所)       東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京都立産業貿易センター浜松町館 5 階
- 4 履行期限       令和 2 年 9 月 1 5 日 (火曜日)
- 5 機能仕様
  - (1) 複合機の要求仕様については仕様書\_別紙 1 のとおりであること
  - (2) 最大消費電力が 2.0kW 以下であること
  - (3) Windows2012 R2 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること  
(EMF、PostScript ドライバのみは不可)
  - (4) 上記のドライバについて、最低限 OS の延長サポート終了日までのプリンタメーカーサポートが提供されること。  
Windows2012 R2 延長サポート終了日：2023 年 1 月 10 日  
(<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?c2=14019>)  
Windows10 延長サポート終了日：2025 年 10 月 14 日  
(<https://support.microsoft.com/ja-jp/help/13853/windows-lifecycle-fact-sheet>)
  - (5) 仮想化環境におけるプリンター使用についても実績があること
  - (6) VMware Horizon View などの VDI 環境におけるプリンター使用についても実績があること
  - (7) VDI 環境でのプリンターの使用について、以下の条件で印刷可能であり、エラーや警告メッセージが出ないこと
    - ①印刷サポートはプリンタメーカー独自または指定印刷ポートの使用に制限されず印刷出力可能であること
    - ②プリンターとプリンタードライバ間の双方向通信設定が OFF、または通信不可能な場合でも印刷出力可能であること
  - (8) 印刷指示したデータを複合機に蓄積させ、複合機で選択後、IC カードで職員ごとに認証管理し、出力できること
    - ①IC カードは職員配付用 50 枚、予備用 50 枚を用意すること
    - ②IC カード料金及び設定費用をこの案件に含めること
- 6 保守
  - (1) 以下の条件でそれぞれ保守対応すること (5 年間の保守を予定)
    - ・カラー：10,000 枚/月、モノクロ：8,000 枚/月
  - (2) 機器が正常に稼働し得るよう委託者の要請によりサービス担当者を派遣して、機器の点検、調整、故障・修理を行い、感光体及び必要な部品 (トナー、カートリッジ、ドラム等) の供給、交換を行うこと

(3) 毎日の印刷枚数など使用量については、ネットワーク経由で保守業者が確認することが可能であれば、その設定をすること

## 7 納品（搬入）・撤去時の注意

使用可能な状態にまで設置・設定すること。また、必要に応じ、適切な操作方法を説明すること。

## 8 見積り様式

### (1) 機器見積り

複合機の機器の内訳（設置費用含む）がわかる見積書（税込み）。

### (2) 保守見積り

複合機の保守費用については、カウンター料金（カウンター単価×年間予定枚数（6（1）記載の年間予定枚数×12か月）×5年）や、保守基本料金等の内訳がわかる見積書（税込み）。

\*受託先については、機器及び保守費用の総額で決定する。

## 9 機種選定・リース選定・保守費用等について

(1) 機種選定は競争入札で決定し、リースについては別途選定を行う

(2) 保守費用はリース料に含めない

## 10 契約情報の公開

（公財）東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公開に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

### (1) 公表項目

契約（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### (2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回とりまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができません。

## 11 その他

(1) 暴力団等排除に関する特約事項については、仕様書\_別紙2のとおりとする

(2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議のうえ定めるものとする。

種類及び数量	カラー複合機（コピー、ネットワークプリンタ、スキャナ機能）
<b>基本機能</b>	
解像度	読み取り解像度：600dpi×600dpi 以上 読み込み解像度：600dpi×600dpi 以上
モノクロ連続複写速度 (A4横)	70枚/以上
カラー連続複写速度 (A4横)	65枚/以上
最大原稿サイズ	A3
複写(用紙)サイズ	手差しおよび給紙トレイより、A5～A3サイズ、郵便はがき（日本郵便製）への複写が可能であること
複写倍率	25%～400% 1%単位の任意設定
ウォームアップタイム	35秒以内
ファーストコピータイム(モノクロ)	4秒以内
ファーストコピータイム(カラー)	5.5秒以内
自動両面原稿送り装置	○
原稿積載	50枚以上
自動両面コピー(連続速度・A4横)	○
給紙方式/給紙容量	4段トレイ+手差しトレイ 2200枚以上
手差し給紙	100枚以上
ページ、日付印字	○
セキュリティ機能	記憶媒体内のデータが一定時間経過後に自動消去できること
機械本体占有寸法	1840mm×860mm 以下（最大開放時）
電源	AC100 V ±10%、15 A、50/60 Hz共用、オプション含め2電源以内
TEC値	6.0kWh
環境対策	グリーン購入法適合商品であること
<b>後処理</b>	
ステープル	最大ステープル枚数：A4以下50枚 ステープル箇所：1箇所、2箇所
まとめて1枚（Nアップ）+製本	コピーおよびプリント時にまとめて一枚機能（N-UP機能）と製本機能を組み合わせて使用できること
パンチ	2穴のパンチが可能なこと
<b>プリンタ機能</b>	
ネットワーク接続を有すること	○
プリンター出力とコピー出力を分けて排紙できること	○
対応OS	Windows 7, 8 (8.1), 10 Pro
印刷指示・出力	印刷指示したデータを複合機に蓄積させ、複合機で選択後、ICカードで職員ごとに認証管理し、出力できること。
プリント条件変更・削除	複合機側で、印刷部数、片面/両面、カラー/白黒の条件を変更できること。また、印刷指示を取消削除できること
<b>スキャナ機能</b>	
ネットワーク接続を有すること	○
出力フォーマット	TIFF、PDF
読み取り解像度	最大 600dpi×600dpi
保存方法	ボックス保存、PC保存、メール送信
1パス両面モノクロスキャン(A4横)	240ページ/分 以上
1パスカラー連続スキャン速度/分(A4横)	240ページ/分 以上
<b>FAX機能</b>	
送信原稿サイズ	最大：A3
記録紙サイズ	最小：A5
通信モード	スーパーG3対応
<b>保守条件</b>	
保守対応時間	故障の場合は連絡を受けてから、可能な限り1時間以内に回復させること。速やかな回復が困難であるときは、代替品の提供等必要な措置を講ずること。
自動通知機能	複写機を常時正常な状態で使用できるよう、機器本体に自己診断機能を有し、整備の必要が生じた場合、原則として自動通知により技術員を派遣できること。また、本機能実装にあたって必要な設備等は受注者負担とする。
消耗品供給	複写機に必要なトナー及びステープル等の消耗品（用紙を除く）は不足することの無いよう、速やかに供給を行う体制を整えること。なお、消耗品は保守料金に含むものとする。 メーターでは自動確認装置をつけること。 使用済みトナーカートリッジ（トナーボトル）は、速やかに回収すること。
その他	保守作業にあたって、知りえた情報（公知の情報等を除く）に関し、第三者に開示、漏洩又は、他の目的に使用する等してはならない。請負者（実際の作業実施会社も含む）は、秘密保持の体制として、「ISMS認証」又は「BS7799-2：2002」資格を取得していること。 保守の運用に際しては、原則として庁内LANシステムから外部接続する方法によらないこと。

## 暴力団等排除に関する特約事項

## (暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

## (再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

## (不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。